

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年1月13日(水) 午前9時55分から午前10時19分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 21人

会 長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委 員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員

9番 野口 國治 委員 11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員

13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員 16番 藤原 安信 委員

17番 矢野 秀典 委員 18番 片岡 泰助 委員 19番 石井 雄一 委員

20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 2人

15番 中西 公仁 委員 23番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

8番 山地 康弘 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

報告第6号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局課長主幹 吉井 正二 事務局主幹 中村 英樹

事務局主幹 塩見 雅子 事務局主幹 日下部 啓司 事務局主幹 成田 裕次

事務局主任 小山 八穂子 事務局副主任 剣持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前9時55分)
事務局 佐々木次長	<p>皆様おはようございます。 時間前ではありますが、参加予定の委員さん、皆さんお揃いですので、ただ今から1月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和3年1月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。 在任する委員23名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	【異議なしの声】
議長	<p>それでは、議席番号19番 石井 雄一 委員と議席番号20番 出口 哲士 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の中村主幹と、成田主幹を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小山主任	<p>【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】</p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて12件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が11件、使用貸借権設定が1件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から12番について調査票をもとに説明】</p>

ご覧いただいておりますとおり、特に問題となる案件はありませんでした。
今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の12件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしということですので、議案第1号の12件を、許可と決定いたします。

続きまして、3頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
中村主幹 **【議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明の前に、議案の訂正があります。
お手元に配布してある議案訂正表をご確認ください。

4頁9番の上東の件ですが、資金の欄が空白ですが、借入資金が3,000万円です。

次に、5頁11番の茶屋町の件ですが、同じく資金の欄について、自己資金4,130万円と借入資金2,500万円とありますが、自己資金は無しということです。

それでは、説明をさせていただきます。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、3頁から6頁にかけて15件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

まず、6頁の15番についてですが、令和2年12月15日付けで申請がありましたが、令和3年1月12日に取り下げ書が提出されました。

その他の14件につきましては、特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました15件について、15番は取り下げ、その他の14件は許可意見とのことでした。

許可意見とされた14件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この14件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の15件は、1番から14番の14件については許可意見、15番については取り下げとのご意見ですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は1番から14番については許可、15番は取り下げ、と決定します。

続きまして、7頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 小山主任 【議案第3号「農地法第18条の規定による許可申請について」の説明】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第3号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、7頁に1件の申請がありました。

お手元にお配りしております、「審議計画―農地法第18条許可申請について」をご覧ください。

こちらの案件は、令和2年12月9日に賃貸人（所有者）から農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請書が提出されたものです。

申請地に係る過去の経緯をまとめてありますので、2頁以降をご確認ください。

土地の表示は倉敷市■■■■番■■と■■■■番■■、いずれも登記地目は田で現況は畑、地積は313㎡と191㎡です。

主な申請理由ですが、本件農地が10年以上放置され不耕作であること、賃借料の未納が継続していること、過去に当事者間で取り交わした誓約書の内容が不履行であること、以上から賃貸借の解除をしたいというものでございます。

この案件について玉島地区協議会でご審議いただきましたが、1頁目「審議計画」に基づき進めて行くこととし、来月賃貸人から事情聴取を行うということで、今回は保留とのご意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明がありました。農地法第18条の規定による許可申請は、今回は保留とのご意見ですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

<p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>異議なしということでございますので、議案第3号は保留とします。</p> <p>続きまして、8頁をご覧ください。 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいます、山地 委員に關係する案件があります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(山地 委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 塩見主幹</p>	<p>【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】</p> <p>塩見でございます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、議案の訂正がございます。</p> <p>18頁をご覧ください。最終行の倉敷南の案件でございますが、番号「56」となっておりますが「59」が正しい番号でございます。</p> <p>訂正してお詫び申し上げます。</p> <p>それでは議案の説明をさせていただきます。</p> <p>8頁をお開きください。「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から19頁にかけて61件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借が16件、使用貸借が44件、所有権移転が1件でございます。</p> <p>また、所有権移転の案件を除き、利用期間の更新は23件、更新切れを含む新規は37件でございます。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地所有適格法人によるものが5件、一般法人によるものが1件、その他は個人でございます。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>次に、19頁61番の所有権移転についてご説明させていただきます。</p> <p>本件は農地中間管理機構が行う農地売買等事業による所有権移転でございます。</p> <p>この農地売買等事業は、農地中間管理機構が離農家や規模縮小農家等から農地を買い入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする担い手農家へ農地の売渡しや貸付けを行います。</p> <p>本件も農地中間管理機構が所有権を取得した後、担い手農家へ売渡しを行う予定です。</p> <p>議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各</p>

要件を満たすものとして、61件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。

事務局、山地 委員に入室するように伝えてください。

(入室)

山地 委員に報告いたします。

議案第3号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、20頁をご覧ください。

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
吉井課長主幹

【議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明】

吉井です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。

20頁をご覧ください。連島町鶴新田地区で1件の申請がありました。

今回、特例適用を受けようとする申請人は農家世帯であり、現地を確認したところしょうが畑として作付けできる状態であり、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。

申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

また、今回の調査内容について南地区でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明がありました。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の1件は、承認意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

<p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>異議なしということでございますので、議案第5号の1件は承認と決定します。</p> <p>審議案件は以上です。</p> <p>ここからは、報告案件です。</p> <p>報告第1号から、報告第6号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>剣持副主任</p>	<p>【報告第1号から第6号について報告・説明】</p> <p>剣持です。報告いたします。</p> <p>21頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、21頁から27頁にかけて19件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に28頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、28頁に4件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に29頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、29頁から38頁にかけて42件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に39頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが39頁から40頁にかけて11件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に41頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが41頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に42頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農用地利用配分計画について」でございますが、42頁に2件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。</p> <p>こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、令和元年7月23日付けで農地中間管理権を取得した農地において、賃貸借権、</p>

	<p>使用貸借権が設定されたものです。</p> <p>報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありました。ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【質問なしの声】</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第6号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>ありがとうございました。 以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。</p>
佐々木次長	<p>【事務局から連絡事項を伝える】</p> <p>事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>(農業委員会だより編集委員会の案内、次回総会の日程案内など連絡)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。 皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は2月10日(水)です。</p> <p>ご出席のほど、よろしく願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時19分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和3年1月13日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員